商工だより

No.49

多くの会員大きな力



奈良商工会議所

近畿電氣工事株式會社

Kinki Electrical Construction Company, Incorporated.

取締役会長　大　森　久　司
取締役社長　今　元　康　彦
奈良支店長　岸　井　英　夫

奈良近鉄タクシー株式会社

本　社　奈良㉓1181　大代表

取締役社長　杉　本　勝　彦

＜事業場一覧＞

奈　良	奈良㉒5501 代	生駒台	生駒③2965	榛　原	榛原②0551 代
近鉄前	〃 ㉒5271	九　条	郡山②7246	大宇陀	大宇陀③0018
法華寺	〃 ㉒0966	天　理	天理②1453	五　条	五条②3297 代
西大寺	〃 ㊿0987 代	八　木	橿原②1032	下　市	下市②3705 代
あやめ池	〃 ㊿0095	橿原神宮	〃 ②0478	上　市	吉野 2961 代
学園前	〃 ㊿0091 代	壺　阪	高取 2043	吉野山	〃 3021
登美が丘	〃 ㊿0781	高　田	高田㊷5921 代	柏　木	柏木 33
富　雄	〃 ㊿0096	御　所	御所②6261 代	吉　野	吉野 5305 代
生　駒	生駒③2067	桜　井	桜井②6288 代	紀寺工場	奈良㉓1187

奈良県に本店のある
皆様の銀行

榮相互銀行

株式会社
取締役社長　野村萬作

本店　奈良市下三条町八番地
支店　東生駒、西大寺、天理、高田
　　桜井、橿原、五条、下市
　　上市、大阪(北区南森町)

中町6番地

県民性の反省について

奈良県信用保証協会　会長　西上菊雄

その昔神武天皇さまが橿原の地に都して「蓋し国の最中か国造りせん」と宣せられた。それからざっと、二千六百年、猫額大の耕地ではあるが肥沃豊穣、その上紀伊山脈に遮切られて大災害が少ない、考えて見ると神武さんが都を定められたのも宣なるかなである。

然し穀物が良くできて災害がない、他人の力を借らずに住みよい土地に永年住みついている間に、いつの間にか環境によって利己主義、排他主義の県民性が打ち樹てられてしまったのではなかろうか。爾来奈良県には大臣大将が少ないと云う人もいる。私がかつて仕えた他府県から来た上司は奈良県の人は人の悪口を言い合い、人を引き落す僻があるが、これはまことに卑劣なことで不愉快なことだと言われたことを思い出すのである。

人を押す、人を引く小ぽけな部落根生かも知れないが日本人独特のこの美わしき人情を悪いとばかりにきめつけることも出来ないのではなかろうか。奈良県の政界と云わず財界と言わずよく反省しなければならないことだと私は思う。

目　次

第四十七回議員総会……2
議員異動……3
辞任挨拶……中村貞三……4
会議所のうごき……5
昭和四十七年度中小企業政策の重点……10
昭和四十七年度中小企業関係の税制改正……12
人の使い方……13
随筆　人生とそろばん…山崎与右衛門…14
不況下の税務対策……16
商店街づくり……岡本太郎…18
観光情報……19
お知らせ　奈良県卸売業・小売業最低賃金決定について……20
労災・失業保険が労働保険となりました
人材開発コーナー速報……21
会員消息……22
当所オートスライド紹介……24

大和路めぐりにいちばん便利な

名所遊覧バス



●公園名所めぐり　3時間／６００円
●奈良・法隆寺・西の京めぐり　6時間半／1,330円
●平城・浄瑠璃寺めぐり　6時間／1,260円
●飛鳥・万葉めぐり　7時間／1,240円
ほか数コース毎日発車
■のりば＝国鉄・近鉄奈良駅前
お問合せ　日本交通公社・近畿日本ツーリスト・日本旅行

奈良交通
大阪（06）939－4571
京都（075）311－1165
奈良（0742）22－1171

営　業　品　目

セメント・生コン・スレート・コンクリート二次製品・パイル
ホーロー浴槽・ノーリツ風呂・シャッター・サッシ・左官材料

大阪セメント特約店

株式会社　垣内商会

本　店　奈良市大宮町一丁目１番15号　ＴＥＬ（0742）23―5425～9
支　店　京都市下京区西七条東石ケ坪町32　ＴＥＬ京都（075）313―4616

第四十七回議員総会

新年度事業計画・予算決まる

専務理事に和井田氏選任　事務局長は勝井氏

当所第四十七回通常議員総会は、三月二十七日午後三時より奈良ホテル会議場で開催。大森会頭が議長となり、昭和四十七年度事業計画及び収支予算を原案通り可決したほか、中村前専務理事の辞任に伴なう後任の専務理事に和井田恒道氏を選任した。なお事務局長には勝井嘉忠氏が任命されました。

事業計画

基本方針

本年度のわが国経済の動向は、円切上げの影響が経済の実体面に浸透し景気は「上期停滞下期回復」の観測もあるものの、ことに中小企業、地方経済においてはかなり長期に亘り停滞するものとみられている。

一方高度成長を遂げたわが国経済は、内外の多面的環境変化によって根本的な転換を迫られるに至った。

このような情勢下にあって奈良経済界においても本年度は今後の減速成長に耐え得るような企業体質に改善すべく大胆にこれに取組まねばならない。また流通機構の変革、コンシューマリズム（消費者主義）の高まり等に対応する措置については計画段階を過ぎ実行の段階に入っている。

情報化社会に即応する態勢も一段と強化しなければならない。こういった新しい局面を迎えて経営者の更には経済界全体としての意識構造の抜本的な転換も迫られるであろう。地域総合経済団体としての本会議所の基盤、機能を一層強化することも喫緊の課題の一つである。

こうした内外の諸情勢をふまえて本会議所は地域商工業の綜合的かつ抜本的な改善発展を目指して地域産業の高度化を図るべく、昭和四十七年度は次の諸事業に重点を置きながら多面的かつ活発な活動を展開するものとする。



和井田専務理事



勝井事務局長

事業目標

一、会議所基盤及び機能の強化

会議所利用の促進を図る一方、会員の増強に努め、会員の積極的かつ幅広い参加及び活動を求めて産業界の声を反映した事業を活発に推し進めるとともに、地域産業経済界の総力を結集した会議所として、その基盤の強化に努める。

部会、委員会については、きびしい試練に直面する新時代に適応した活動ができるよう機能を一層強化し、地域綜合経済団体としての地位を一段と高める。

二、前年度よりの継続事業

会議所会館の建設については、商工業者結集と活動の場として、また事業の多様化に対処し経済界の中枢機関としての能率的な会館の必要性から、その建設は喫緊の課題として積極的に取組んできたのであるが本年度は更に強力に推進し早期実現を期す。

三、意見活動及び調査広報活動の強化

内外の経済環境が極めて厳しくかつ激しく変動する情勢下においてものとする。

議員異動



㈱日本交通公社奈良支店長
伊藤元信氏

日本交通公社奈良支店長松本義夫氏の転任に伴ない、新支店長伊藤元信氏が着任されました。従って松本氏の後任議員として伊藤氏が就任されました。（昭和四十七年四月十二日）



南都運送㈱社長
梅田清一郎氏

日本通運株式会社奈良支店長森上三郎氏が議員二号議員を辞任されたのに伴い、交通運輸部会で南都運送株式会社社長梅田清一郎氏が二号議員として補欠選任され、梅田氏が新しく議員に就任されました。（昭和四十七年四月十七日）

て奈良経済界の動向を把握し、委員会・部会活動を通じて意見を結集し関係方面へ具申、建議する等意見活動を強力に進める。

一方、情報化時代に対応して常に経営指針の判断に資するため各般の実情動向を収集し、適切に周知する広報活動を積極的に行なう。

四、景気対策会議の推進

円切上げ等一連の国際経済情勢の変化等によりわが国経済は大きな影響を受け根本的な転換を迫られており、奈良産業界もその例外ではない。このような変転きわまりない諸情勢に対応して常に情報の収集に努め景気対策会議を積極的に推進し地場産業の健全な発展に資す。

五、都市再開発の促進

近畿圏整備法ならびに奈良県地方計画のうち奈良市の産業経済を広域的視野から検討して地域開発を促進する。また著しい流通革新に対応して県・市と協力して実施した奈良市近鉄奈良駅前周辺地区広域商業診断に基づく都市再開発案を基礎に当該商店街の意志を尊重しながら慎重に推進するとともに均衡ある発展に努める。

六、観光事業の振興国際文化観光都市としてわが国古文化財観光の優位にある奈良の立場から歴史的風土の保全、観光資源の適正な開発に重点をおき産業開発との調和をはかり、道路、駐車場、交通網、宿泊施設等観光基盤の整備促進、国際親善の増進等産業観光の振興をはかるために当該部会を通じ意見の結集と観光行政への協力を促進するとともに観光土産品の声価向上対策等各般に亘る観光対策の万全を期するものとする。

七、雇用、労働対策の推進

労働力不足は若年労働力を中心に深刻化し、特に中小企業にあっては労働力の確保は今や企業経営上の最重要課題になりつゝあるに鑑み、積極的に求人開拓事業を推進する。このため奈良市、奈良公共職業安定所及び当所の構成による雇用問題連絡会を活発に開催して、その実効を促進する。

更にこれと関連して企業内労務管理の近代化をはかるために各種講習会、福祉事業等労務改善事業を積極的に推進する。

八、議員懇談会の開催

激動する内外経済に対応し経営の首脳者として現下の政治、経済等の情勢について的確に把握し、議員相互の融和を一段と高めることを目的に議員懇談会を随時開催し、会議所機能の高揚に資す。

九、奈良商工会議所婦人会（仮称）の設置

奈良経済界においても、企業経営の中に占める婦人の力が増大している実情に鑑み、婦人経営者および企業経営に参画している婦人の有志をもって構成する奈良商工会議所婦人会（仮称）を設置し、婦人経済人として相互啓発と親睦に資するとともに、婦人の感覚と意見を企業経営の近代化、地域経済の進展に反映させる活動を活発に行なう。

十、中小企業相談所活動の強化（小規模事業対策）

最近の内外の諸情勢から見て中小零細企業の経営環境も大きく変化しており地区内中小零細企業の経営改善による自助努力の育成のため税務、金融、労務を三本の柱として指導事業の強化をはかる。

辞任挨拶

中村貞三



私、当商工会議所に、御厄介になりましたのは、会議所が創立されて間もない昭和二十二年の九月でありまして、当時私は弱冠四十一才の時でありましたが、恰度今年で二十五年目になります。

時の会頭は、今は亡き二塚さんでありまして、続いて越智会頭、吉川会頭、そして現大森会頭と、四代の会頭に仕えて参った訳であります。

わけても、私を当初専務理事として推せんをして下さったのが、誰あろう今の大森会頭でありまして、その推せんを賜った方を、最後の会頭に戴いて、お仕えさせていたゞいたことは、私の最も喜びであり、最大の倖でありました。

何を申しましても、二十五年という長い期間でありましたので、ひたすら皆様から嘖職のそゝりを受けますことを惧れ、且又出所進退、引ぎ際が大事であるということを、わかりながらも、その時期を掴むことは、難しいもので、遂い皆様の御厚意に甘え、今日に至りましたことは、誠に申訳ない次第であります。

偶々私、二、三年前から白内障を病み、更に昨年暮、緑内障が併発し、目下病院通いをして居るような訳であります。

何れ遅かれ、早かれ、入院もしなければならないと思いますし、第一無理がきゝませんので、申訳ございませんが、この機会に、お暇をいたゞきたいと存じます。

たゞ、懸案の会館建設という大きな事業を目前に控えながら、何の御手伝も出来ませず、去って行きますことは、一抹の心残りでもあり、ほんとうに申訳ない次第でありますが、お赦しを賜りたいと存じます。どうか、一日も早く、立派な会館が完成することを、心からお祈りして居ります。

振りかえってみますと実に色々なことがありましたが、微力何一つ皆様の御期待に副うことも出来ませず、面目ない次第であります。

たゞ、せめてもの、これという大過もなく、今日在ることを得ましたのは、偏に皆様の絶えざる、御指導と御支援の賜でありまして、心から厚く〳〵御礼を申上げます。

最後に、奈良商工会議所今後の愈々の御隆昌と皆様各位の、御健康並各事業場の益々の御繁栄を念じ上げまして、退任の挨拶といたします。

どうも永い間、ほんとうに、有難うございました。

（昭和四十七年一月二十九日開催の議員総会に於ての挨拶）

昭和47年度一般会計収支予算書

（自 昭和47年 4月 1日）
（至 昭和48年 3月 31日）

（単位円）

収入の部			支出の部		
款	本年度予算	前年度予算	款	本年度予算	前年度予算
1. 会費	14,885,000	14,285,000	1. 給与費	9,055,000	8,196,000
2. 負担金	1,300,500	1,210,500	2. 旅費	500,000	500,000
3. 交付金	2,710,000	2,710,000	3. 事務局費	870,000	790,000
4. 事業収入	1,590,000	1,110,000	4. 会議費	1,206,000	1,096,000
5. 寄付金	1,000	1,000	5. 事業費	5,600,000	5,596,000
6. 雑収入	60,000	60,000	6. 法定台帳作成管理運用費	1,380,000	1,290,000
7. 前年度繰越金	600,000	600,000	7. 交際費	200,000	200,000
			8. 公課分担金	673,000	663,000
			9. 福利厚生費	720,000	720,000
			10. 退職資金積立金特別会計繰入	870,000	850,000
			11. 雑費	62,500	65,500
			12. 予備費	10,000	10,000
合計	21,146,500	19,976,500	合計	21,146,500	19,976,500

会議所のうごき

1月～4月

昭和四十六年度団体職員研修一カ月工業コースに参加

中小企業振興事業団では商工会議所等の経営指導員に小規模事業者の経営管理能力開発のため、簡易な企業診断がおこなえる程度の知識と手法を賦与する事を目的として、昭和四十七年一月十一日より二月五日までの約一ヶ月間、全国の商工会議所、商工会の経営指導員を対象に、東京都新宿区四谷三丁目、中小企業振興事業団中小企業研修所において、中小企業の現況、経営分析、生産管理、労務診断等、広範囲な研修を実施した。当所より鈴木指導員が参加した。

定例副会頭会議の開催

定例副会頭会議は一月十一日、二十五日、二月一日、十六日、三月七日、二十一日、四月五日、十八日にそれぞれ当所役員室で河合、小山両副会頭出席のもとに開き、当面の事業報告及び計画、その他重要事項について協議された。

奈良全市歳末大売出し中座観劇会ご招待

奈良全市歳末大売出し中座観劇会ご招待は、去る一月十六日（日）多数の招待者参加の下に実施。当日は細田小売部会長外役員の協力のもとに参加者全員楽しく初春の一日を過ごした。

商工会等経営指導補助員記帳指導職員研修会出席

標記職員の資質向上並びに経営普及事業の円滑かつ効果的な相談指導を確保するための研修会が、一月十八日―十九日の二日間、長浜市の慶雲閣にて、県内商工会議所補助員、記帳専任職員四十六名が出席の下に、記帳指導の目的、問題点、実務等について研修会が開催された。当所よりは、岡安記帳専任職員が出席した。

定例税務相談の開催

毎月定期的に実施している標記相談は一月十九日、二月十六日、三月十五日、いづれも午前十時より四時まで実施した。一月、二月、三月は、決算及び確定申告期でもあり、多数の相談があった。尚、この相談は、企業納税の立場に立っての個別相談で、大阪国税局より相談官を招いて、毎月第三水曜日に実施致しておりますのでお気軽にご利用下さい。

記帳継続指導の実施

当所中小企業相談所では、毎月実施している青色申告者のための記帳指導を、一月度は一月十九日―二十二日、二月度は二月十六日―十九日、三月度は三月二日―四日、六日の各四日間実施した。この時期は、昭和四十六年度分の決算並びに確定申告期でもあり、指導件数は九十六件であった。尚この指導は当所渡辺記帳指導員、岡安記帳専任職員が担当した。

会館建設推進特別委員会開催

一月二十四日（第四回）同二十九日（第五回）二月一日（第六回）三月七日（第七回）に標記委員会を開き、会議所会館建設推進に関して協議検討された。

昭和四十六年度第7回経営指導員研修会に出席

商業コースを中心にした標記指導員研修会は去る一月二十四日（月）より三日間吉野町及大阪南の「虹のまち」に於いて行われ当所より中村指導課長、吉田指導員が出席した。

研修内容は①商店の空調施設計画②商店照明の効果③臨店指導にあたっての留意点等④地下商店街の造成であった。

臨時議員総会開催

一月二十九日奈良ホテルで臨時議員総会を開催、①会館建設推進状況の報告②中村貞三専務理事辞任の件等について審議された。当日議事に先立ち永年当所の役員、議員をつとめられた三十八氏に対する表彰が行なわれた。

雇用対策協議会世話人会に出席

奈良県職業安定課主催の標記世話人会は一月三十一日（月）一時三十分より奈良県文化会館に於いて行われ「就職カイドブックの編集方法等」について協議、会議所連合会から吉田指導員が出席した。

小企業者税務対策協議会に出席

奈良税務署では去る二月一日（火）奈良合同庁舎会議室に於いて標記税務対策協議会を開催当所より中村指導課長が出席した。

尚当日の議題は昭和四十六年度分記帳指導及決算指導、確定申告、青色申告の勧しょう等であった。

佐賀県商工会議所連合会経営指導員来所

二月三日（木）佐賀県商工会議所連合会経営指導員一行が来所、当所より和井田専務理事代行、中村指導課長が出席して奈良市内に於ける指導状況等を説明懇談した。

工業部会開催

二月四日（金）午前十一時より当所二階ホールに於いて、標記部会を開催した。

当日は、前部会長、関西電力㈱奈良支店長曽原一郎氏の転任にともない部会長選任について協議がなされ、新部会長に関西電力㈱奈良支店長島　輝夫氏が選任された。

また、今後の部会活動について種々意見の交換がなされ、最近大きく取り上げられている〝公害と工業立地〟の問題に関し、事務局に工場移転の意向等について調査の要請があり、三月上旬に調査を実施した。尚当日の出席者は当所小山副会頭外十五名でした。

第七十四回珠算能力検定試験の施行

二月六日、奈良県立短期大学に於て、標記検定試験を施行、受験者二九七名の内、八八名が合格した。（合格率二九・六%）、又級別では、一級一名、二級十名、三級四九名、四級十四名、五級九名、六級五名が合格した。

繊維工業部会開催

二月八日（火）午前十時三十分より当所二階ホールに於て、標記部会を開催した。

当日は、今後の部会活動について、意見交換がなされ、杉山部会長より東南アジアの繊維工業の実態を視察してはとの意見もあり、〝魅力ある部会〟作りを提案された。

引続き、ゲストの奈良県立短期大学教授由比　凌氏より、本年の日本経済の動向について講演がなされた後、由比先生を囲んで種々懇談がなされ、午後二時終了した。尚出席者は四名でした。

昭和四十六年度第六回経営指導員連絡会議に出席

奈良県商工労働部では去る二月九日（水）農協会館に於て昭和四十六年度納税申告ならびに記帳指導の円滑化をはかるため標記連絡会議を開催し当所より中村指導課長が出席した。

新しい賃金制度のあり方講習会開催

当所では安全意識高揚の一助として、二月十四日（月）、午後一時より講師に㈱マネジメント・アカデミーの森本正樹氏を招いて、標記講習会を開催、当日は職場安全の基本理念と施策について講義をされた。尚、参加者は十五名でした。

カウンセリング講座開催

カウンセリングセミナー実務編として、二月十六日（水）、午後一時より当所三階中ホールにおいて、関西カウンセリングセンター理事長、古今堂雪雄氏を講師に標記講習会を開催した。

本講座は産業カウンセリングの実例、ロールプレイングをおり混ぜて、カウンセリングの特質、原理について、講師を中心に座談会形式で学習をした。尚参加者は十二名。

昭和四十六年分青色申告決算説明会の開催

当所中小企業相談所では、確定申告期を迎え、適正な納税をしていただくため、二月十六日、午後一時より、当所三階ホールに於て、中島会計事務所、公認会計士中島良次氏を講師に標記説明会を開催した。本講座は個人会員事業場を対象に、青色申告所得税の決算、確定申告書の作成について説明がなされ、多数受講した。

労務管理講座の一環として、二月九日、十日の二日間、当所三階中ホールに於て、中小企業診断士守谷建一氏を講師に標記講習会を開催した。

当日は賃金体系、基本給の合理化、職務給導入の必要性、職務評価の方法等について詳細に説明、参加者二十名一同熱心に聴講した。

中小企業集団役職員研修会に出席

二月十日（木）、午後一時三十分より県労政課主催で、婦人会館中研修室にて、県下労務改善事業指定六集団の参加の下に標記研修会が開催された。議件は昭和四十六年度事業実施結果の問題点及び昭和四十七年度事業計画についてであり、当所より大井指導員が出席した。

大型店による影響調査実施

奈良県・奈良市及び当所では去る二月十日（木）広域商業診断の一貫として一般小売店への影響を調査するため大型店（ダイエー、ニチイ等）への顧客の入店数、商店街での顧客の滞留時間等を中心に標記調査を実施した。

当所からは中村指導課長他4名が調査を担当した。

作業安全管理研修会開催

当所では去る二月二十一日正午より当所ホールに於いて理財部会を開催昭和四十七年度事業及び部会運営等について協議した。出席者は亀田部会長他八名で当所からは河合、小山両副会頭が出席した。

尚当日は奈良保健所より石田所長がゲストとして出席「経営者の健康法」と題する卓話を行った。

奈良県観光土産品公正取引協議会総会

二月十七日（木）午後二時より当所三階ホールにて標記総会が開催された。議件は、一、昭和四十五年、四十六年度決算報告審議の件、二、昭和四十七年度予算案審議の件、三、当協議会会則一部変更の件、四、第六回表示に関する審査会開催の件等であった。尚、出席者は松岡会長外十五名。当所より中村課長、佐高主事が出席した。

第六回観光土産品の表示に関する審査会開催

二月十八日（金）、午前九時三〇分より当所三階ホールに於て奈良県内・観光土産品を製造販売する業者を対象に審査会が開催された。アゲゾコ、製造元表示等を重点的に一品づつ審査の後、合議審査を行い合否の判定をした。

全体的に極端な粗悪品はほとんどなく、不合格品の大部分はレール物であった。最終結果は、出品数二三八点、合格一七〇点、条件付合格五三点、不合格一五点。尚、出席者は松岡会長外十三名でした。当所より勝井事務局長事務取扱、佐高主事が出席した。

奈良県観光土産品公正取引協議会委員会開催

二月十八日(金)午後五時より当所三階ホールに於て標記委員会が開催された。議件は当日午前九時より行なわれた審査会の結果についての審議、手直し会の開催等であった尚、出席者松岡会長外公取委員五名。当所より佐高主事が出席した。

商業卸部会開催

当所では去る二月二十二日（火）正午より当所ホールに於て商業卸部会を開催昭和四十七年度事業及び部会事業費等について協議した。

尚当日ゲストとして奈良県農業経済課久保係長が出席「奈良県生鮮食料品卸市場整備計画」について卓話を行った。出席者は下出部会長他十六名であった。

第三十回全国商工会議所商工技術担当者会議に出席

去る二月二十三日（水）東京商工会議所に於て、各地で実施されている。日本商工会議所各種検定試験について標記会議が開かれた。

当日は、昭和四十七年度各種検定試験の施行上の問題点等について、種々協議され、又日商よりの提案事項「昭和四十七年度各種検定試験施行期日（案）」「商工技術振興事業計画（案）」「日商商工技術部事業計画（案）」については、協議の結果全面的に承認された。当所より木戸総務部長、仲野主事が出席した。

奈良新作土産品展開催

二月二十四日（木）午前十時より明治生命ホールに於て、奈良新作土産品展が開催された。対象は土産品としての価格、形態が手頃なもの、奈良のイメージが良く表われている食品あるいは工芸品である。審査方法はまず一品づつA（優良）B（良）C（不可）の三段階にランク付をし後に合議審査によって最終的にランクを決定した。工芸品関係には審査員の主観によって評価のちがうものがあり活発な意見の交換が行なわれた。最終結果は、工芸の部、知事賞に楓林堂木芸社の「古都の美弥人」奈良市長賞に、辻本順三氏の「銚子」が選ばれた。

奈良市近鉄奈良駅前周辺地区広域商業診断結果報告会の開催

昨年八月、奈良県、奈良市、当所の三者で実施した標記診断結果の報告会を去る二月二十四日、午後一時より県文化会館会議室において開催、対象商店街役員をはじめ会員約百名の出席があった。報告会は県中小企業総合指導所小松主幹の司会で始まり県商工課富岡課長補佐、市川尻経済部長の開会のあいさつがあり次いで県商工課梅屋主事より立地班の調査報告、当所中村指導課長より調査班の調査報告をなし、引き続き本診断の特別診断員である日本女子大学講師石田綽男氏より

一、各種の調査結果よりして対象商店街は何らかの方法で再開発が必要である。

二、本勧告は建築関係、都市計画等を全く考慮に入れずあくまでも通産、商業ベースのみで作成した。

三、本勧告にある計画は例えばこのような再開発もあり得るというものであってこの計画がすべてだというものではない。

四、従って計画そのものよりも何らかの方法で再開発すべきであるとの指針である。

五、しかし本計画の規模程度のものであれば商業ベースで考えてベイ出来るという事だけは云える。

以上勧告書の概要について説明あり最後に当所勝井事務局長より閉会のあいさつ

があり午後四時終了。

尚、県・市・当所では今後対象商店街の意向を十分尊重し前向きの姿勢で再開発について研究することにしている。

TWI監督者訓練講座開催

当所では、現場監督者のレベルアップをはかり、短時間のうちに、技能を修得していただくため、討議・実習に重点をおいて、標記講習会を左記により開催した。

記

一、とき
JR（人の扱い方）コース
二月二十四、二十五、二十六、二十八、二十九日の五日間
JI（仕事の教え方）コース
三月六、七、八、九、十日の五日間
各午後五、三〇～七、三〇迄

一、ところ　当所二階ホール

一、講　師
JR、㈱マネジメント・アカデミー
森本正樹氏
JI、奈良商工会議所指導課長
中村隆英

一、受講者　JR、八名　JI、六名
尚、各コース共、全出席者には当所より修了証書を授与致しました。

交通運輸部会開催

当所では去る二月二十五日（金）交通運輸部会を当所ホールに於いて開催。2号議員一名補欠選任及び副部会長一名補欠選任について協議の結果杉本部会長に一任することに決定した。

尚当日は昭和四十七年度の事業及び部会費について種々協議を行うと共にゲストとして奈良県警察本部より前田交通企画課長が出席当面の交通保安計画についての卓話を行った。出席者は十六名であった。

全国お国自慢お土産品展開催

二月二十九日～三月五日東京三越本店に於て全国お国自慢お土産品展が開催された。本県からも奈良漬や鹿の角細工墨筆類等、奈良の特産品を四小間スペースで出品参加した。会場は立地条件の良さも手伝って初日から人出が多く鹿の角細工や仏像面などは人目を引いたが高価な為余り売れず筆、墨、奈良漬の小袋の売れ行きが良かった。

新入社員受入れ講習会開催

三月九日（木）、当所三階ホールに於て、午前十時より、講師に㈱マネジメント・アカデミー、飯田芳郎氏をむかえ、標記講習会を開催、参加者は十名であった。

当日は新入社員の導入教育計画、人材育成計画等について実践事例を中心に講義され午後五時に終了。

西大寺ショッピングセンター巡回経営セミナー開催

当所では、西大寺に開設された奈良ファミリーとの共存共栄の為、今後の商店街活動、個々商店の経営方針等に関する標記セミナーを、三月十三日（月）、午後五時より八時まで、経営コンサルタント、牧野喜明氏を招いて、西大寺ショッピング協同組合員、十名の参加のもとに開催、当所より中村指導課長、大井指導員が出席した。

奈良商店共済会誕生会開催

奈良商店共済会では、三月十五日(水)午後二時より当所ホールに於て、一月―三月生れの商店従業員十一名を対象に誕生会を開催、細田会長を囲んで和やかに歓談し、たのしいひとときを過ごした。

改正特許法説明会に出席

（社）発明協会奈良支部では特許等の相談指導の充実をはかるため三月十七日、午後一時から県商工観光館四階ホールにて、大阪通産局特許室長　浅沼勝義氏を招いて改正特許法についての説明会を開催した。当所より鈴木指導員が出席した。

第六十八回常議員会開催

第六十八回常議員会は去る三月十八日午前十時三十分より大森会頭、河合、小山副会頭、和井田専務理事代行、乾常議員他十四氏の出席を得て当所ホールにおいて開催した。

当日の議件である議員一名辞任の件、奈良市近鉄奈良駅前周辺地区広域商業診断実施報告の件、経済倶楽部より申し入れの件、会館建設に関する件につき報告がなされ一同異議なく了承。

尚議員一名辞任の件については交通運輸部会選出の二号議員であるため後任については交通運輸部会に一任することに決定。

利益計画・予算統制実務講座開催

当所中小企業相談所では中小企業の重要な経営管理手段の一つとして最小の努力で最大の効果を挙げていたゞくための標記利益計画・予算統制実務講座を去る三月二十一日（火）午後一時より開催した。

講師には野島コンサルタント事務所長野島寛治氏をお招きし、受講者は十一名であった。

昭和四十六年度第九回経営指導員研修会に出席

経営指導員の資質向上ならびに経営改善普及事業の円滑、かつ効果的な指導を確保するための標記研修会が三月二十二日、二十三日の二日間、金沢商工会議所と市内香林坊ニュータウンにおいて、金沢市都市再開発をテーマに、奈良県内経営指導員十五名参加のもとに開催された。当所より大井指導員が出席した。

人間管理管理とコミュニケーションのあり方講習会開催

当所では労務改善事業の一環として、三月二十三日（木）、午前十時より三階ホールに於て、経営コンサルタント高橋三郎氏を講師に迎え、標記講習会を開催した。

当日は労務担当者を対象に人間関係管理の根底となるコミュニケーションの考え方、方法等について、種々具体的な実例をあげ説明をされた。尚、参加者は十六名でした。

小西通り商店会近代化研究会に出席

小西通り商店会では先に県・市・会議所が実施した奈良市近鉄奈良駅前広域商業診断の勧告内容を中心に三月二十四日当所ホールにおいて開催、当所中村指導課長より勧告内容について詳細に説明をなした。尚出席者は中塚会長以下二十五名でした。

奈良県中小企業労務対策協議会に出席

去る三月二十五日(土)、午前十時より、奈良合同庁舎に於て、標記協議会が開催され、中小企業指定六集団より昭和四十六年度事業報告及び昭和四十七年度事業計画についての説明があり、次いで、賃金問題、定着性の問題、福利厚生問題等について種々意見の交換が行なわれた。尚、当所より大井指導員が出席した。

昭和四十六年分決算指導に関する研修会に出席

昭和四十六年分決算指導に関する標記研修会は奈良税務署主催の下に同署会議室に於いて行われ、当所より岡安記帳専任職員、吉田、大井両経営指導員が出席した。

席上古川青色申告調査官より決算の手びき、及び確定申告の手引きを主体に種々の指導上の留意点について説明あり、四時三十分終了した。

第六十九回常議員会開催

去る三月二十七日、午後一時三十分より奈良ホテルにおいて常議員会を開催した。当日は大森会頭、河合副会頭、和井田専務理事代行、今西常議員他十一氏の出席をえて、当日の議件である昭和四十七年度事業計画案並びに一般会計収支予算案、小規模事業特別会計収支予算案審議の件については原案通り可決承認。

尚専務理事選任同意の件に関しては和井田恒道氏を専務理事に選任した。

売掛代金回収講座開催

当所では企業活動を円滑にし大切な資金を上手に回転する技術や、いざという場合の法律知識を得てもらうため標記セミナーを去る三月二十七日（月）午後一時より村部経営研究所長村部春美氏を講師に開催した。受講者は三十六名に達し終始熱心に聴講した。

近商連調査担当者会議に出席

近畿商工会議所連合会では三月二十九日午後二時より大阪商工会議所において標記担当者会議を開催、昨年八月のニクソンショク以後の各地の輸出関連産業のその後の状況について意見を交換、引き続き流通システム化のスライドを中心に協議がなされた。

尚当所からは中村指導課長が出席した。

お知らせ

☆雇用促進融資の募集について

雇用促進事業団では、二三三億円の貸付枠をもって昭和四十七年度の募集を行ないます。雇用促進融資とは公共職業安定所の紹介によって定められた数以上の労働者を雇い入れる事業主または事業主の団体に、労働者住宅、福利厚生施設、職業訓練施設等の設置または整備のための資金を長期、低利に融資する制度で、受付期間は四月一日から九月三十日までの六カ月間。

融資率は中小企業主九〇%以内、その他の事業主の場合は七〇%以内または八〇%以内です。利率は中小企業年六・五%、大企業は年七%

詳細は雇用促進事業団代理店（市中銀行、地方銀行等）にお問い合せ下さい。

昭和四十七年度

中小企業政策の重点

Ⅰ 中小企業構造の高度化等

一、中小企業振興事業団融資の拡充等

(1) 中小企業者の高度化意欲に応え工場団地、商業団地、共同施設の設置等の高度化事業を強力に推進するため、中小企業振興事業団の高度化資金を拡充する。

(2) 公害防止対策の一環として、公害防止機器を組合が共同で購入し、これを組合員にリースする特定組合リース事業に対する融資の道を新たに開くほか、共同公害防止事業の融資対象施設の範囲を拡大し、共同焼却施設等を追加することとする。

(3) 業界が構造改善事業の一環として設備の共同廃棄を行なう場合、組合に対し特別融資無利子、八〇%助成を行うことができることとする。

(4) 同和対策融資制度（無利子、八〇%助成）を創設。

二、業種別構造改善の推進

(1) 中小企業業種の国際競争力の強化を図るため、中小企業構造改善制度に基づき、特定業種につき、構造改善対策をさらに積極的に推進する。

(2) 対米繊維輸出規制の実施等きびしい環境下にある繊維工業については、引き続き、繊布業、染色整理業、およびメリヤス製造業の構造改善を強力に実施する。

(3) 一般の指定業種についても、その近代化を促進するため、引き続き施策の充実を図る。

三、中小商業の近代化

(1) 中小商業の近代化を促進するため、中小企業振興事業団高度化資金の活用、中小企業金融公庫、国民金融公庫の流通近代化貸付制度の大巾拡充等を図り卸商業団地の建設、ボランタリー・チェンの育成、商店街の近代化等の物的な面での助成を強力に進める。

(2) 地域性の強い商業の近代化を推進するには、地域経済の実情に即応した対策を進めることが肝要であり、このため、商業近代化地域計画の策定を四十七年度においても十二地域について実施するとともに、地域計画作成手法の研究を進める。

(3) 商店街の組織化、共同事業等の指導を推進するため、全国中小企業団体中央会に商店街中央指導員を新設。都道府県中央会の商店街指導員を増員する。

四、下請中小企業振興の強化

(1) 中小企業金融公庫の下請中小企業振興貸付制度の実施および指導面における充実を図るとともに、下請企業振興協会を強化する。

(2) 下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を行なうとともに、建設業についても改正建設業法の施行にともない、取引適正化の指導を行なっていく。

五、中小企業技術対策の強化

(1) 中小企業者が必要な試験研究および試作を行なう場合に、所要の経費の二分の一補助を行なう。「技術改善費補助金制度」の拡充を図る。公害防止面での助成を強化するため、新たに、この制度に、四分の三の高率補助の公害特別枠を新設する。

(2) 中小企業の自己開発にかかる技術の企業化を促進するため昭和四十五年度に発足した国産新技術企業化等貸付制度（中小公庫）を拡充する。

(3) 業界が一体となって行なう共同研究所の設備に対する補助をプラスチック製品の研究開発に対して行なう。

(4) 国公立試験研究機関における中小企業向け技術開発研究および技術指導の強化を図る。その際とくに公害防止技術等に力を入れる。

(5) 中小企業振興事業団において、中小企業向け省力化機械等三機種の開発を行なう。

六、中小企業指導体制の整備等（指導・情報化・組織化対策）

(1) 診断指導事業を強力に推進するため、

イ、札幌、川崎、福岡の各市に総合指導所を新設。診断指導員を増員する。

ロ、診断指導事業の合理化のための診断システム（コンピューター利用）の開発を図る。（委託先日本情報開発センター）

(2) 情報化時代に対処して、

イ、中小企業経営の情報化を推進することとし、数業種（四十七年度は繊維織物製造業および食料品販売業を予定）について標準経営情報処理システムの開発（委託先日本情報開発センター）を行なうほかこれと関連して、都道府県の総合指導所の行なうコンピューター導入利用の促進のための情報処理指導を拡充する。

ロ、中小企業振興事業団を中心とする情報提供体制の充実を図る。

(3) 中小企業の高度化、構造改善の推進、公害防止の指導にあたって、組織化の果たす役割がますます重要になっており、中小企業団体中央会の指導体制を充実強化し、組織化を推進する。

Ⅱ 小規模事業対策の強化

中小企業のなかでも、とくに企業力が弱く、環境変化への適応力の乏しい小規模企業について、施策の抜本的拡充を図る。

(1) 経営改善普及事業については、大都市地区ほど普及の立遅れがみられるので、大都市地区に重点を置きつつ、一層の拡充を図る。

大都市地域における経営改善普及事業の充実を図るため、商工会議所支所借館料の補助の新設、小規模企業振興委員の増員、小規模企業予備指導カルテの整備、ポスター、パンフレット等による施策普及の徹底を行なう。

(2) 設備近代化資金および設備貸与制度について事業規模を大巾に拡大するとともに、設備貸与制度については、「小売業」を対象業種に追加する等事業内容の充実を図る。

(3) 小規模企業共済制度について、掛金額およびこれに伴う共済金額の大巾な増額、簡易迅速な還元融資等を行なうものとする。小規模企業共済事業団の運営強化のための出資および補助金の大巾な増額、本制度の掛金に対する税法上の優遇措置を講ずるものとする。

(4) 中小企業振興事業団の工場共同化事業に対する融資枠の拡大、国民金融公庫融資の増大等小規模企業に対する金融の拡充を図る。

(5) 税制上においては、個人事業主の所得に対して青色申告控除制度を設けるほか、個人事業税における事業主控除額を三十六万円から六十万円に引き上げる。また、同族会社の留保所得に対する留保控除額の引上げを行なうなど、小規模企業者の税負担の軽減を図る。

Ⅲ 公害防止対策の拡充

(1) 中小企業の公害防止設備の設置等に必要な資金の円滑な供給を図るため、

イ、中小企業金融公庫、国民金融公庫の公害防止貸付枠の拡大、貸付限度の引上げ等を図るほか、公害にかかる事業転換の円滑化のため、両公庫において事業転換貸付を創設する。

ロ、中小企業振興事業団の共同公害防止融資事業（特定高度化事業、八〇%無利子）について、対象施設の範囲拡大（共同廃油処理施設、産業廃棄物処理施設等を加える。）等により事業の大巾な拡充を行なう。

ハ、中小企業振興事業団の一般高度化事業として、組合における共同公害防止事業を推進するため、特定組合リース制度を創設する。

ニ、公害防止事業団においては、貸出規模および建設造成事業の事業規模の拡大を図るとともに、対象施設に産業廃棄物処理施設、悪臭防止施設、を追加することとする。

(2) 税制上においては、

イ、公害防止費用の割合が大きく所得変動の激しい業種について、一定の要件により公害防止準備金の積立てを認める。

ロ、中小企業について、初年度二分の一または三年間三〇%づつの均分償却が認められている公害防止設備にかかる特別償却制度については、その対象施設に公害関係計測器、悪臭防止施設を追加する。

ハ、固定資産税の減免措置についても、対象施設につき、ロと同様の拡大を図る。

(3) 中小企業向け公害防止技術の開発を促進するため国公立試験研究機関の公害関係技術開発の充実、技術改善費補助金制度および国産新技術企業化等貸付制度（中小企業金融公庫融資）の重点的活用を図る。とくに技術改善費補助金制度に高率補助（四分の三）の公害特別枠を新設する。

(4) 中小企業に対する公害防止指導を強化するため、公設試験研究機関の公害防止技術指導を強化するとともに、新たに、都道府県の総合指導所に公害防止指導専門の指導員を配置する。なお、商工会議所の公害相談事業についても、これを拡充する。

(5) 公害防止設備にかかる割賦販売を促進するため機械保険制度の対象施設の拡大を図る。

昭和47年度　中小企業関係の税制改正

— 中小企業庁 —

項　　目	改　正　の　要　点
第1　改正された制度	
1. 同族会社の留保控除額の引上げ（法人税）	定額基準　200万円→350万円
2. 青色申告控除の創設（所得税）	1) 47年度は取りあえず「青色事業主特別経費準備金」を廃止し、「青色申告控除」を創設する。準備金の最高限度額であった10万円を一律に所得控除とする。 2) 個人事業主報酬制については、政府の税制調査会に特別委員会を設け1年以内にその検討を終ることとなっている。
3. 小規模企業共済制度第1種共済契約掛金の所得控除額の引上げ所得税	6万円→12万円
4. 中小企業用合理化機械等の特別償却制度の拡充（所得税・法人税）	従来の初年度1/3特別償却、個別機種指定の制度を廃止し、次の制度を創設する。 1. 初年度3/10の特別償却 2. 個別機種指定は行なわない 3. 取得価格　50万円／台以上
5. 個人事業税における事業主控除額の引上げ（個人事業税）	36万円→60万円
6. 青色事業主特別経費準備金積立額の個人住民税課税標準への不算入（個人住民税）	所得の5％または年間10万円のいずれか低い額
7. 白色申告者の事業専従者控除額の引上げ（個人事業税、個人住民税）	15万円→17万円
第2　既存制度の延長	
1. 中小企業貸倒引当金の特例の延長（所得税・法人税）	昭和49年3月31日まで2年間延長
2. 下請中小企業振興準備金制度の延長（所得税・法人税）	同　上
3. 中小企業構造改善準備金制度の延長（所得税・法人税）	同　上
4. 小売商業共同店舗用建物の特別償却制度の延長（法人税）	（交　渉　中）
5. 中小企業近代化促進法による1/3割増償却制度の新規指定業種への適用（所得税・法人税）	○ 指定期間を昭和48年3月31日まで1年間延長 ○ 適用期間を昭和49年9月30日まで1年間延長
6. 中小企業者が集団化等のために取得する土地の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長（登録免許税）	昭和49年3月31日まで2年間延長
7. 協業組合に対し現物出資した資産についての課税の特例の延長（法人税）	同　上

人の使い方

理解不足が生む害

「学生時代の友人とスキーに行こうと思って、来週二日ばかり休暇をとらしてもらいたいと課長に申し出たら、課長のやつ、来週が忙がしくなりそうなので一週間遅らせろというのだ。

ところが一週間遅らせると宿がとれないので、何で忙がしくなるのか聞いたがはっきり言わないのだ。これこれの仕事で忙がしいというのなら致し方ないと思うが、ただ忙がしくなりそうだでは頭にくるよ」

とある会社の若い社員が仲間相手にうっぷんをぶちまけていた。

ところが、その課長という人にあって話をしていると、今度その課長が、

「いまの若い社員は全く遊ぶのが好きですね。今日も若い社員が、スキーに行くから休暇をくれといってきたのですが、来週ある仕事が出てくるので、一週間のばせと言ったら、どういう仕事があるのだと聞くのですからあきれますよ、どんな仕事であれ、仕事といわれたらそれを優先させるのが当然なのに、そういう考えは全くないのですから困ります。だから、仕事というものはもっと厳しいものだということを教えるつもりで〝とにかく君にいてもらわないと困るのだから〟と言ってやったら仕方ないというような顔をしていました」

とこぼしていた。

この両方の言い分を聞いて感じたことは、いずれも一理あることで、どちらがよく、どちらが悪いといったことはいえないが、ただこの課長とこの社員との間にあと一歩の話し合いが足りないことは否めまい。

この話し合いの不足が、双方に何をもたらしたかを分析すると、まず課長のほうは、部下の本当の気持ちが判らないから、自分の判断で、遊ぶほうを優先して考えるのだろうと推理し、ではここで一つ仕事のきびしさを教育しなければという気持になってしまったとみることができる。

また、この若い社員のほうも課長の考え方が理解できないから、課長は感情的になり、権力で自分達をおさえつけようとしているのではないかと思いこみ、これが課長への反感へと発展しているといえよう。

すなわち、この話し合いの不足が、一方は加害者となっているのにそれに気付かずにいるし、他方は、強い被害者意識を抱く結果を生んでいる。

その後、この課長と課員との間がどうなったかはしらないが、この課長の言っていた仕事というのが、本当にこの課員がいなくてはならぬようなものなら、この二人の間の関係は改善もされようが、そうでないと、この課員の被害者意識は非常に強くなり、これが課長への反感をつのらせることは確実であろう。

僅かの話し合いの不足もこうした結果を生むのであるから、納得できるまで話し合うということがいかに重要かが理解できよう。それとともに管理者は、自分の気付かないうちに部下の加害者となっていることがあるから注意することである。

（商工組合中央金庫本店
経営相談所　内田知二）

ミニ情報

最近のハワイ観光界

ハワイ観光局の発表によれば昨年一月から九月までにハワイを訪れた観光客は一三四万二、九八五人で一昨年同期に比べて一・五％の減少を示した。しかし日本を中心とする東洋方面からの観光客は二万二、一〇〇人で、昨年同期に比べ一三・三％増となっている。ニクソン政権の新経済政策が軌道にのり、諸外国の通貨が米ドルに対して切り上げられ、その結果海外諸国に於ける休暇経費が増額されるので、ハワイへの旅行は一層盛んとなろう。

随筆

人生とそろばん



商学博士
日本大学名誉教授　山崎与右衛門

そろばんが中国より伝えられてから四百余年を経ている。その中国そろばんは、日本人の国民性に融合するよう、時代の変遷とともに改良が重ねられ、今日見るようなそろばんとなった。私に課せられた人生とそろばんと言う題目を書くにあたっては、元禄、享保、現代と三つの時代に焦点を絞って記述を試みた。

大阪商人とそろばん

近世の大阪が開けて大都市となり始めたのは豊臣秀吉の時からで、その後大阪が徳川幕府の直轄都市となるに及んで、その地位は確立したのである。領主米の販売市場、また、江戸への日用物資供給のための集荷市場としての両側面から、全国的な商品流通の中心となった。貨物の大量取引、商人相互の信用の確保、手形割引の慣習等による金融の流通、金利の低下等は、大阪の繁栄をもたらす要素となって、経済を掌握し、町人の経済的職能は、すこぶる重要なものとなったのである。このような諸情勢のため必然的に商業数学の必要が生じ、元和八年（一六二二）毛利重能が割算書を著し、寛永四年（一六二七）に吉田光由によって塵劫記が著述されたのは、抬頭する商人階層の要請に応えたものであった。

井原西鶴（一六四二―一六九三）は、経済を重視した平民文学の新興につくし、物を鋭敏精密にみる観察力、その冷静な態度とともに、わが国文学史上最高の作品と称せられる。西鶴は元禄期の繁栄をになう大阪商人の生産的、経済的な思考について日本永代蔵で、

「されば、金銀は、もうけがたくて、へりやすし、朝夕、十露盤（そろばん）に油断することなかれ」「十露盤現「うつつ」にも忘れず」「大帳、雲を飜し、十露盤丸雪（あられ）をはしらせ」と言って、そろばんが大阪商人の社会生活の一部をなして、不離のものであったことを、よく表現している。

それでは現代の大阪の事業経営者が、そろばんをどのように観ているであろうか。

一九七〇年に、全日本学生珠算連盟関西支部（参加大学十校）の調査報告によると、大阪を中心とした各種類の問屋の経営者六百名に、次の質問を試みた。「あなたの御子息にそろばんを習わせたいと思いますか」に対して、習わせるとの回答が一〇〇%であったとの報告を受けたことがある。現代においても、なお、大阪の事業経営者にはそろばんに対して、親近の情を抱かせずに置かない根強い伝統が残されている。

長崎商人とそろばん鐔

私が所蔵するそろばん鐔は、長崎の名工二代目若芝喜左衛門が享保の初期（一七一六―一七二二）頃に作ったものである。鉄地丸形内銹彫で、そろばん（算盤）を耳際から深く彫下げて、内彫りにし、笄櫃（こうがいびつ）の上にあるそろばんの梁の背に（一十）と金象嵌が施してある。耳は重ねが厚くなっていて、二十九人の唐僧風の人物を高彫りし、これにもまた金象嵌が施してある。この二十九人は、複雑な身振りを秘め、幻想的で理解するのに当惑を感じた。そのうちの三人はそれぞれの手で、口、目、耳をおおっている姿、「言わざる、見ざる、聞かざる」を表現しているので何かが鐔に隠されているようである。残る二十六人は二十六聖人ではないかとの考えが半歳も過ぎた頃浮びあがった。また、私はそろばんの梁の上にある「一十」を究明するため長崎の古そろばんを三十個ほど調べて見たが、梁の上の文字は総て拾と貫である。「一十」は見当らない。結局は数字の十でなく、十字架を意味する十と判断した。そろばん鐔は耳の重ねが縦横とも六・三糎、厚み一・二糎、十の横が〇・三糎、縦が〇・三五糎のごく小さいものであるから人目にはつかない。表面は禁教政策に従って、目だたないところに信仰の捌口を求めることもあり得よう。また、十字架の形は小さくとも、信仰の喜びを重視していたのではなかろうか。このそろばん鐔のあった刀の所有者は十八世紀の初期、長崎において帯刀を許された商人で、熱心な信者であったと想像される。このそろばんと、十字架と、二十六聖人と、三猿主義等を巧に調和させて隠れ切支丹を象徴したのであったらば、和蘭貿易に貢献した当時の長崎商人の人生にそろばんを通じて、計算的な思考と、宗教的な思考との固い結びつきを、目前に見るような気がする。

現代の人生とそろばん

今から四年前に私は、東映社長大川博氏の随筆「ソロバンと私」を読んで、力強い感銘を受けたので、ここにそれを引用する。

「ソロバンをやることによって、頭の中にソロバンが出来て来る。つまり計算的素養が身について来る。事業というものは、どんな場合でも計数の裏づけがなければ仕事はできない。ただ勘だけでもってパッパッと仕事をやったら、大変な失敗をする。必ず計数の裏付けが必要です」

「ところが、ソロバンをしょっちゅうやっているうちに、必ず頭の中にソロバンが出来上がり、計数的素養が身について来る。いろいろな計画等を見て数字を判断する場合でも、すぐケジメをつけられる。計数的素養がなければ、諸君は将来経営者になれません。少なくとも自分は最高幹部になってこの会社を運営して行くんだという気慨があるならば、うまくなる必要はないが、必ず忘れずに今からソロバンを練習してもらいたい」と言っている。紙面の都合で論旨の三分の一より引用できなかったのは残念であるが、そろばんの必要性の真実をよく摑んでである。

そろばんを学ぶには、初歩の段階で多少の困難さもあるが楽しみもある。その困難さに耐ゆることによって、数的観念の涵養になる優れた長所のあることを、識者はよく知って頂きたい。これについて私は二年前に、現在中小企業を経営している五人の人々から、次のような話を聞いたことがある。それは少年時代にそろばんを学んだことによって、植えつけられた数観念は事業の経営に直接結びつき、有形無形とどんなに役立ったか知れないと、四十五年間の尊い経験談であった。この話は簡単な言葉であるが、それに含まれている意義は深くて大きく、よくそろばんの真髄を物語っている。

また、明治、大正、昭和の初期を通じて実業界の大立物であった渋沢栄一翁は生涯を通じて「論語とそろばん」を提唱されたが、この両者は必ず合致すべきもの、また合致せしめなければならないと、率先垂範みずから実践されたことが忘れられない。

筆者略歴

明治三十八年三重県に生まる。大正九年日本大学専門部商科卒。同年東京府立第一商業学校教諭を振り出しに教員生活に入る。現在日本大学名誉教授。帝京大学経済学部長。昭和二十九年学位論文「東西算盤の変遷及び発達史論」で商学博士を受く。著書、論文に「塵劫記の研究図録編」のほか三十数編。珠算検定制度の創設を初めて提唱され、また近くは盲人珠算検定制度の創設に尽力した。わが国珠算界の重鎮でそろばんの海外紹介に貢献大。日本商工会議所珠算技術参与。

不況下の税務対策

税　務　署

金融政策、公共投資、所得税の減税などによって国内需要を喚起する等の施策が講じられておりますが今後の企業環境は順次きびしいものとなることが予測されます。このような経済情勢のもとで、企業の経営者や経理担当者その他の関係者が知っておく必要のある税務のあらましを紹介します。

一　欠損金の繰越しと繰もどし

（法八一、五七～五九措法六八の三）

前期が黒字申告で、今期が赤字申告となる場合には、今期の赤字の範囲内で、前期に納めた法人税を還付してもらうことができます。（認定中小企業者については繰もどし期間の特例があります。）また、今期に生じた欠損金は、翌期から五年以内の所得を生じた年度の所得から控除することができます。

二　仮決算による中間申告

（法七二）

前期に比較して今期の所得がダウンすることが見込まれる場合には、前年実績の二分の一を中間納付することに代えて、期首から六か月間の仮決算を行ない、それに基づいて中間申告する有利な方法もあります。

三　延　納

（法七八）

申告税額の半額以上を期内に納付した場合の残額は、三か月間の延納が認められる制度があります。

四　有利な利益調整項目

配当可能利益のねん出、対外的な信用保持、五年以内に繰越控除しきれないほどの巨額な欠損金の計上防止等のため、やむなく利益調整をする場合、次のことに配意する必要があります。

一　特別償却不足額の繰越し

（措法五二の三）

租税特別措置法によって特別償却をすることが認められている場合の特別償却の不足額は、次期以降三年間は任意の年度に、任意の金額を償却できます。

二　六か月決算法人の退職給与引当金

（法令一〇六④）

六か月決算法人などについては、前期の繰入れ不足額を今期に繰入れることができます。

三　引当金、準備金、減価償却などの調整

貸倒引当金、賞与引当金、価格変動準備金のように、毎期洗い替え制のものは、今期に繰入れない場合、次期以降いつでも損金引当てのできるいわば損金の普通預金のようなものです。これに対し、同じく決算を黒字にするために普通償却の全部または一部を実施しない例もありますが、この場合の償却不足は、その資産の耐用年数を経過しなければ取りもどせない（耐用年数の短かい資産ほどその取りもどしがはやい。）部類の損金です。したがって、これらを利用して利益調整を行なう場合には、その選択を誤らないことが肝要です。

四　役員報酬の調節

不況期に役員報酬を引き下げる例はよくあることで、税務上特に問題はありませんが、資金繰りの都合で単に未払金としたに過ぎない場合は、個人の確定申告の際にはそれを所得に加算して申告しなければなりません。また、すでに未払金に計上された報酬や賞与の支払を辞退した場合でも、後に述べる場合（七の三）を除いては、所得税の源泉徴収が必要です。（所基一八一～二二三　共二、三）

なお、いったん引き下げた報酬を引き上げるときは、もとの支給額に達するまでの金額であっても、さかのぼって増額することは認められません。

五　賃貸借料の調節

役員や系列会社から借りている建物や貸している建物などの賃貸借料の金額を適正額以下に引き下げますと、所得税法上の同族会社の行為計算の否認規定（所法一五七）や法人税法上の寄付金規定（法三七⑤）によって賃貸人側で否認を受ける場合がありますから、これを使って利益調節をすることはさけるべきでしょう。

五　決算の公表対策

対外的な信用保持、労務対策等のため、やむなく事実と異なる会計処理（架空売掛金、架空たな卸しの計上等）を行なう例もあります。

その是非はともかく、税務上は次のことに留意する必要があります。

一　仮装経理と申告調整

（法七〇、一二九②、一三四の二）

事実と異なる仮装経理を行ない、それに基づいて所得を過大に申告した場合には、原則として、すぐにはその税金を還付してもらえないことになっていますが、申告書のうえでそれを修正し、本来の所得（または欠損金）に引きなおして申告すれば問題ありません。

二　仮装経理と更正の請求

（国税通則法二三）

なにかの都合で仮装経理に基づく過大

申告をした場合でも、申告期限から一年以内であれば、正しい所得（または欠損）金額に減額更正してもらうよう請求することができます。もっとも、減価償却や各種の引当金、準備金、圧縮記帳のように、決算上、費用または損失として経理処理しなければ税法上の損金算入が認められないものは、事実と異なる仮装経理をした訳ではありませんから、更正の請求の対象になりません。

六　不良債権の処理

一　貸金等の貸倒れ

（基九―六―一、二）

売掛金や貸金などの貸倒損失の計上は、その全額が回収不能となったことが確定しないと認められませんが、その緩和措置として、次の形式基準による貸倒れの特例、債権償却特別勘定の制度があります。

二　貸倒れの特例（基九―六―三）

継続的な取引のあった取引先との取引を停止してから一年以上入金がない場合などには、その債権を貸倒処理できます。

三　署長認定割合による債権償却特別勘定の設定（基九―六―四、七、八）

債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがない場合などには、その債務者に対する債権（物的担保のある部分等を除きます。）のうち回収の見込みがないものとして税務署長の認定を受けた部分を――借方「債権償却特別勘定繰入損」、貸方債権償却特別勘定」――という経理処理によって損金に算入できます。

四　形式基準による債権償却特別勘定の設定（基九―六―五、六）

債務者について、会社更生手続の開始決定、手形交換所等の取引停止処分などの形式的な事実が発生した場合には、債権額の五〇％を限度として債権償却特別勘定に繰り入れることができます。したがって、五〇％をこえて繰り入れようとするときは、三の署長認定割合による繰入れの制度による必要があります。

五　役員または系列会社間の金銭貸借等と私財提供

一　金銭の貸借と利息

（法三七⑤基九―二―一〇所基三六―四九）

金銭を無利息か低利で貸し付けたり、高利で借り入れた場合には、通常の利率に満たない部分の金額またはそれをこえる部分の金額を、役員に報酬として支給したか系列会社に寄付したものとして取り扱われますから、貸借はいわゆるコマーシャルベースで行なう必要があります。

二　役員または系列会社に対する債権の貸倒れ法三七⑤基（九―二―一〇、九―七―一七）

貸倒れとなる可能性が予見されるのにもかかわらず、他人間の貸借では考えられない信用条件で金銭を貸し付けたり、取引を継続する例は、運命共同体相互間ではよくみられますが、その結果貸倒れを生じたときの貸倒れ債権の額や回収しようとすればできるのに支払を免除した債権の額は、役員に対する賞与またはその系列会社に対する贈与とされる場合があります。（保証債務の履行によって生じた求償権の貸倒れも同様です。）

三　私財の提供

破たんした法人を建て直すために、役員などの私財を提供したり、未払賞与や配当の受領を辞退した場合には、法人については受贈益または債務免除益として益金に算入されるのが原則ですが、公正な資産整理手続によって行なわれる一定の場合には、その受贈益などに見合う繰越欠損金（青申繰欠等として控除不能のもの）を損金に算入し、課税関係を生じないようにする制度があります。（法二二②、五九）

役員等が未払賞与や配当などの受領を辞退しても、源泉徴収をするのが原則ですが、（所基一八一～二二三　共一二）債権者集会の決定によって債務の切捨てが決定された場合等、一定の場合には、源泉徴収しなくてもよい制度があります。（所基一八一～二二三、共一二、三）

役員等個人が私財提供をしたり、保証人として自分の資産を売るか抵当権の実行をされた場合などにも、その資産の譲渡所得の課税が行なわれるのが原則ですが、法人に対する求償権が貸倒れとなった場合などには、課税を受けないですむ制度があります。（所法五九、六四②所基六四―四、五）

四　担保提供料

（昭三七、八、二直審法二九）

法人が銀行借入れなどを行なうに際して、役員個人の不動産を担保として差し入れるような例があります。この場合、担保提供料として支払った金額は法人の損金に算入されます。金額的には、信用保証協会や銀行の保証料などをめやすとすべきでしょう。

（注）法、措法、所法……法人税法、租税特別措置法、所得税法の略語です。
基、所基、相基……法人税基本通達、所得税基本通達、相続税基本通達の略語です。

商店街づくり

―私はこう考える―

画家　岡本太郎

デパートや商店街を歩くたびに、いつも何か空しい思いがする。商品があふれ、キラキラと華やか。一見、豊かさを誇っているかのようだが……。

この空しさは誰でもが心のうちに感じていることばではないか。ここに実は大きな今日の問題があるはずである。

――独自な〝匂い〟ない商店街――

全国どこへ行っても商店街は同じ顔つきだ。独自な匂いというものはほとんどない。その無性格性は現代のような流通機構、生産システムのもとでは一応仕方がないともいえる。それは一応納得できるのだが、さらにその上に無神経に乗っかって、画一化されることによってかえって安心している売り手側の惰性が、その空虚さを一そう助長しているのだと思う。

それに商品の飾り方、店の作り、もっとひろく言えば商店街の構成そのものが、ものを売って儲けさえすればいい、買ってくれるお客だけが相手だという、ふくらみのない態度だ。恰好だけは目新しそうに、ファッション化してみても、伝統的商人根性の殻は脱ぎきれていない。そこからこの空しさが出てくるのではないか。エコノミック・アニマルという呼び名の皮肉は、外部に対してばかりではなく、日本の内部においてもやはり痛烈に図星だ。

自分のほしいものを手に入れる、それはよろこびである。今でも世界中にみられるが、昔ながらの市場、メルカド、バザール、そういうところは、ただ生活の必要品を調達するというだけでない。熱気と興奮、一種の祭りの気配を発散している。人間全体を包む生活のよろこび、陶酔感さえある。

そこに集ってくる人々は自分の能力、資力を超えて人間的にふくらみ、解き放たれる。たとえわづかな金しか持っていない人でも、一緒に雰囲気の中にとけ込み、笑い、叫ぶ。

――失われる人間の全体性――

しかし今日の商店街はどうだろう。ものを買う人間は払ったお金分だけ相手にされる。そうでない人間はむしろ邪魔者扱いだ。自分にはそっけない、無縁な商品がぎょうぎょうしく飾りたてられて、買う人だけに媚を呈している気配は、決して楽しいものではない。

戦争中、物資が不足してきて、何でも並んで買ったり、配給を受けたりした。包むものを持って行かないと売らないというきびしさだった。その頃、うっかり包むものを持たずに列に並んだ人が、いざ順番になって商人にえらい剣幕で、頭ごなしにどなりつけられていた。それを見て私はひどく腹が立った。そしてあれこそやたらにペコペコ頭を下げてお追従笑いする、伝統的商人根性の裏がえしだとわかった。まことに卑しい。

そもそも人間生活の中でものを売る、買うというようなシステムが出来たのは、かなり社会が分化してからの現象だ。しかし、ものを作る、それを必要なものと交換するというのは極めて人間的な関係で、市場は文化のセンターでもあった。

やがて中間に立って利鞘をとる仲買人の存在が固定し、俗いう商人根性が出来あがってから、ものと人間は断ち切られて、経済システムが何となく空しくなってきたことは確かである。物々交換の人間的なぶつかりあいはドラマチックだが、貨幣という抽象が介入してくると、「人間」も抽象されてしまう。利益は一文でも多い方がいい。そして数字には限界がない。ただふえてゆく利だけを計算して、そのために人間の全体性が失われていることに気づかないのである。

――大事な〝無償の雰囲気〟づくり――

お客は必要なものが少しでも安く手に入ればいい。商人の方は一文でもと、お互いに丁々ハッシと目の色を変えて隙をうかがう。そのくせ、うわべだけは恰好よく見せて気どっている。その空々しさが今日の商店街の雰囲気である。

しかし、そういうエコノミック・アニマルは現代の巨大な消費時代、情報化社会に、逆に適応しなくなってきていると思わなければならない。買う側も売る側も、単にもののやりとりではなく、もっと豊かに生活感の全体をひらく、その新しい方式が求められているのだ。商品自体も、ものとしての価値よりも、それにもられている情報量、つまり精神的な満足感の方がずっと高く評価される時代だ。当然、商品のならべ方もいや、もっとひろく売るという場の構成自体が変ってこなければならない。

商品を見せる、買わせるというストレートな目的だけでは、もはや本当に人々を惹きつけることは出来ない。それよりも無償の雰囲気を作り、もりあげることが大事だ。

四角ばって、たくさんの商品をならべさえすればいいというものではない。そんな割り切って整理された店よりも、何が出てくるかわからないという、迷路に入ったような、驚き、喜びにわくわくするような展示を工夫すべきである。現代人は生活のあらゆる面で、目的的なものに絶望している。たとえ商品を買わなくても、眺めて歩くだけ、その雰囲気の中にいるだけで楽しい。そこに集まる生活者のメリットになるようなそういう無償のよろこびをうち出した店が魅力なのだ。

そしてそれは当然そのまま商店街全体におし及ぼして言えることである。

――空間芸術的に構成――

近頃、新しく出来る商店街や地下街など、変った展示物や広場風の構成、また水の流れや泉をしつらえたりして、新しい方向に向う気配は見られる。だが、まだまだアクセサリーの域を出ない。もっと空間全体を芸術的に構成し、もり上げる思いきった飛躍が望まれる。

「商売」と「人間」との切りはなされている今日、これをもう一度合体させることがこれからの商売のあり方である。それには商売人も猛烈な芸術家・人間にならなければならない。

観光情報

＊将来の余暇行動は「旅行」が圧倒的
―NHKの余暇観調査―

NHK放送世論調査所は、昨年十月十日と十一日の二日間にわたり、余暇行動と余暇観光の調査を行ない、このほど結果を発表した。

この調査は15才～69才までの男女三、六〇〇人を全国から抽出して、個人面接法で行なわれ、回収率は72%であった。日本人が現在の余暇行動をとおして、「余暇」に対してどのような考え方をしているか、余暇時代といわれている今日、日本人にとって余暇とは何か、を明らかにしようという目的で行なわれたものである。「余暇行動の項」からは、まとまった休みにやりたいと思っている余暇行動は、70%弱の人が「旅行」をあげており、「あわただしい生活からぬけだし気分を一新するため」を、その理由としている。「余暇観光の項」で、現在の余暇について、多くの人は「みんなが余暇を楽しめるようになるのは望ましいことだ」と評価しているが、「無理な遊びで事故を起すことが多くなったり、多くの観光客によって、自然の美しさが破壊された」と観光公害を指摘している人も45%に達している。

＊国鉄の「鉄道百年記念」行事の内容

わが国で初めて新橋―横浜間29㌔に汽車が走りだしてから、ことしで百年目になる。国鉄では、この鉄道百年を記念して盛りだくさんな行事や事業を計画している。

鉄道記念日を九月十四日にし、こんどの鉄道百年記念の行事などは九月十四日を中心に繰り広げられる。その主なものは、五十年までに姿を消す蒸気機関車のうち、代表的な17両を京都・梅小路機関区に動態保存をはじめ「未来の列車」といわれる磁気浮上リニアモーター式の走行実験装置を東京・国分寺市の鉄道技術研究所内に建設、一般公開する。また、記念行事としては、鉄道写真コンクール、自由画コンクール、記念乗車券、入場券の発行、ガスタービン車の展示、記念映画の上映などが計画されている。

◎お知らせ◎

奈良県卸売業・小売業
最低賃金の決定について

奈良労働基準局においては、去る昭和四十六年一月二十一日に奈良地方最低賃金審議会に諮問し同年十二月十六日に同審議会より答申があり、奈良県卸・小売業最低賃金が左記の通り決定し、昭和四十七年一月十九日付で公示され、同年二月十八日より効力が発生いたしました。

記

奈良県卸売業・小売業最低賃金

一、適用する地域
　奈良県の区域
二、適用する使用者
　前号の地域内で卸売業・小売業を営む使用者
三、適用する労働者
　第一号の地域内の事業場で前号の使用者に使用される労働者であって、卸売業又は小売業に係る業務に主として従事するもの。
四、前号の労働者に係る最低賃金額
　一日一、一〇〇円、ただしパートタイマーについては一時間一三八円。
五、最低賃金法第三条第三項、第三号の規定に基づき、この最低賃金において賃金に算入しないもの。
　。精皆勤手当（一定期間の所定労働日において、就業規則等の決めるところにより、遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対して支払われる賃金をいう。）
　。通勤手当（通勤労働者に対して、使用者が通勤費を負担するために、特別の手当として支払われる賃金をいう。）

労災・失業保険が労働保険となりました

昭和四十七年四月一日から、労働保険として保険料の徴収が一元化されました。

現在加入されている労災保険と失業保険は、それぞれの法に従い保険料を別々に徴収されていましたが、今回の改正で、従業員五人未満の小規模事業を含め、全事業所に適用拡大し、保険事務の簡素化と事業主の便宜をはかるため、両保険の適用事務と保険料徴収事務を一括処理することにしたものです。

従って失業保険については従来のように毎月ごとの申告納付はなくなり、労災保険方式に準じた方法で、年一回の申告納付（一定金額以上の保険料は分割納付できる）となります。

このように今回改正された事によって、労災保険、失業保険のいずれか一方だけの加入は出来なくなりますが、次の業種に限り、両保険を別々に取り扱われます。

①都道府県及び市町村並びにこれらに準ずるものの行なう事業
②港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門の各港）において港湾運送の行為を行なう事業
③農林、水産の事業
④教育、研究、調査の事業で政令で定めるもの
⑤建設の事業
⑥法律施行の際、現に労災保険法の規定により保険関係が成立している有期事業

以上の通りでありますが、今回の改正で事務処理等についてお困りの事業所は、当所の労働保険事務組合が一切の事務を代行しておりますから、事務局へお尋ね下さい。

昭和47年度　各種検定試験および競技大会の日程決る！

商工技術コーナー

検定試験名	回数	施行期日
計算尺	41	6月4日（第1日曜）
簿記	36	6月11日（第2日曜）
珠算	75	6月25日（最終日曜）
計算尺	42	9月24日（最終日曜）
珠算	76	10月22日（第4日曜）
簿記	37	11月19日（第3日曜）
計算尺	43	12月3日（第1日曜）
珠算	77	48年 2月4日（第1日曜）

第26回　国民珠算競技大会中央大会　5月28日（最終日曜）
第16回　全日本計算尺競技大会奈良県予選　11月26日（最終日曜）
第16回　全日本計算尺競技大会中央大会　48年1月21日（第3日曜）

◎企業に人材を！
人材開発コーナー速報!!

（自昭和47年3月1日～至5月1日分）

当所では奈良公共職業安定所の協力を得て標記コーナーを設け、ご好評のうちに積極的に求人開発を続けておりますが、3月以降の求職者のリストを一括取纏めましたので是非ご利用下さい。なお、リスト中には既決定済のものもあるかと存じますので、その場合不悪ご諒承下さい。

またご希望の向きは当所にお問合わせ下さい。

○男子の部

希望職種	求職人員
一般事務	11
営業事務	3
営業	12
営業（証券）	2
写真植字工	3
編集	2
空調技術者	1
機械（見習）	1
店員	1
配達兼営業	1
イラストレーター	1
測量助手	1
自動車板金工	1
プレス工	1
裁断工	1
電気工事	1
大型運転手	4
変電技術者	1
重機整備工	1
雑役工	4

○女子の部

希望職種	求職人員
一般事務	43
経理事務	3
店員	3
編集係	1
洋裁見習手	1
交換係	1
給食企画	1
衣匠労	2
単人事管理	5

一日ドック制度のおすすめ

70年代の経営は国際化、労働力不足等の本格化により一層厳しい環境に立たされており、このような環境の中での企業経営はちょっとした欠陥が大きな支障となる場合もあります。こうしたことから当所では思わぬ病気を事前に予測防止し、又日頃から抵抗力をつけて頂くために専門医による企業の健康診断制度を設けております。貴社のご繁栄のため御気軽にご利用下さるようおすすめ致します。

この制度は開設以来今日まで。既に約100社の中小企業経営者が受診され好評を得ております。

〈本制度のネライ〉

◎特典

- 専門家による迅速な診断と治療
- アフターケアーの徹底
- 診断員は名誉と責任において行動し診断上の機密は充分保持致します。

。受診料　奈良市内1日当り7,000円（当所補助3,500円、受診企業負担3,500円）

申込先

奈良商工会議所

（奈良市東向中町6番地）

TEL ㉓ 6075

会員消息

☆新入会員

商業小売部会

◇**西口子供乗物店**　西口　実
奈良市大安寺町二一八八一〇

◇**東畔**　片山　芳幸
奈良市大宮町二丁目八一七

◇**吉田呉服店**　吉田　勝一
奈良市二名町二六七一四

◇**藪内電気商会**　藪内　義己
奈良市六条西町一一五八番地

◇**武蔵産業(株)**　渡辺武一郎
奈良市花芝町

◇**浪花屋**　奥　康臣
奈良市小西町

◇**堀内商店**　中西幸一郎
奈良市小西町

◇**寺尾鏡店**　寺尾　孝一
奈良市尼ヶ辻四一七〇一一

◇**富屋呉服店**　籏天　繁蔵
奈良市元町二丁目三〇六ノ八

◇**染と織大竹**　大竹きぬゑ
奈良市寺町

◇(有)**西大寺天恵堂**　田中　伸和
奈良市西大寺ショッピングセンター内

◇**イシテリア商会**　西川　弘志
奈良市園見町一丁目二番

◇**阪本百貨**　阪本　豊
奈良市あやめ池南二丁目

◇**東洋信託銀行(株)奈良支店**　高井正太郎
奈良市林小路四九番地

◇**仲村会計事務所**　仲村　忠雄
奈良市中登美丘一丁目B八一三〇三

交通運輸部会

◇**サンコーレンタカー奈良営業所**　繁
奈良市杉ヶ町七〇番地の一

◇(株)**カーサービスエリアマスオ**　啟
奈良市新大宮通（奈良警察署西隣）　増尾

旅業

◇**勇ゆ**　磯崎　正郎
奈良市半田横町一三

◇**狭川湯**　狭川キクノ
奈良市元林院町一五番地

◇(株)**奈良サンケイ広告社**　扇田　善次
奈良市小川町一二番地

☆名称変更

◇**新　キリン喫煙(株)**
旧　松田蚊帳商店

◇**新　(株)高島電機工作所**
旧　(株)高島工作所

◇**新　(株)伊藤裕晤商店**
旧　伊藤裕晤商店

◇**新　(株)西奈良アスカ**
旧　上田米穀店

◇**新　(株)トヨタレンタカー奈良**
旧　(株)トヨタレンタカー近畿奈良営業所

◇**とらや酒店**　市野　末男
奈良市五条町三六二

◇**のせ園奈良店**　能勢　孟男
奈良市角振町

◇**フードセンター北尾総合食料品店**　北尾　義春
奈良市大宮町二丁目一番三四号

◇**奈良花王製品販売(株)**　稲村穣一
奈良市押上町

◇**松井装飾**　松井慶之
奈良市西大寺町三七〇一三

◇**桜井薬局大安寺店**　吉田勝彦
奈良市南京終町二丁目一一〇一の一三

◇(株)**ダイエー奈良店**　入江義雄
奈良市油阪町二番地

商業卸部会

◇**奈良観賞魚市場**　浅川清一
奈良市七条町東浦一三五

◇**中川機械器具(株)**　堀内保
奈良市神殿町七一〇

◇(株)**シマツ**　島津敏夫
奈良市北袋町一三

工業部会

◇**中河工作所**　中河力
奈良市三条添川町三の一五

◇**くろがね工業所**　向谷徳太郎
奈良市南京終町一丁目一〇六番地

◇(有)**ミヤト化工**　竹中豊太郎
奈良市尼ヶ辻町甲北平長四四

◇**仲西工作所**　仲西勢津雄
奈良市神殿町五七八

◇**本田技研工業(株)奈良営業所**
旧　新　岩谷　透
浜田　美好

◇**あをにや**　松井　晋
奈良市南京終町七丁目五六三一一

◇(株)**吉川貞工業所**　吉川貞蔵
奈良市あやめ池南六丁目二番二二号

観光部会

◇**番目観光(株)**　浜口武
奈良市法蓮佐保山町一七一七番地

◇(有)**はぎのや**　村岡晃
奈良市東向中町八

◇**大鯛寿し**　畠中一昭
奈良市小西町

◇**奈良北村食品**　北村良和
奈良市三条栄町一八〇

◇**稲葉商店**　稲葉庄司
奈良市八軒町

◇**喫茶チェリー**　大畑喜一
奈良市大宮町三丁目一八二の六

◇**松村食品**　松村久子
奈良市神殿町六六〇一五

◇**喫茶　香陽**　森下節子
奈良市大宮町五丁目一

◇**ショイハウス**　松山義一
奈良市西御門町

◇**喫茶　シャンブル**　北川信三
奈良市高天町四八

◇**シンガポール**　田中健二
建設部会

◇**山陵重機**　知念勇健
奈良市西木辻町七〇一一

◇(株)**石本石材**　石田義一
理材部会

◇**あをにや**　松井　晋
奈良市南京終町七丁目五六三一一

◇(株)**吉川貞工業所**　吉川貞蔵
奈良市あやめ池南六丁目二番二二号

観光部会

◇**番目観光(株)**　浜口武
奈良市法蓮佐保山町一七一七番地

◇(有)**はぎのや**　村岡晃
奈良市東向中町八

◇**大鯛寿し**　畠中一昭
奈良市小西町

◇**奈良北村食品**　北村良和
奈良市三条栄町一八〇

◇**稲葉商店**　稲葉庄司
奈良市八軒町

◇**喫茶チェリー**　大畑喜一
奈良市大宮町三丁目一八二の六

◇**松村食品**　松村久子
奈良市神殿町六六〇一五

◇**喫茶　香陽**　森下節子
奈良市大宮町五丁目一

◇**ショイハウス**　松山義一
奈良市西御門町

◇**喫茶　シャンブル**　北川信三
奈良市高天町四八

◇**シンガポール**　田中健二
建設部会

◇**山陵重機**　知念勇健
奈良市西木辻町七〇一一

◇(株)**石本石材**　石田義一
理材部会

◇**信貴商事**
旧　新　市原秀也

◇**帝産オート(株)奈良支店**
旧　新　小西康雄
旧　松本正隆

本所在地変更

◇**ういろ屋**
旧　新　奈良市手貝町

◇**花松印刷(株)**
旧　新　奈良市三条栄町
旧　奈良市下三条町

◇　**木下薬品(株)**
旧　新　奈良市尼ヶ辻町七三八

◇**山本建材**
旧　新　奈良市東之坂町
旧　奈良市法蓮町

◇**奈良観光バス(株)**
旧　新　奈良市東九条町六番地一
旧　奈良市大宮町一丁目一番二七

◇**本田技研工業(株)奈良営業所**
旧　新　大和郡山市井戸野町三〇四一一
旧　奈良市杉ヶ町三六

◇(株)**ゆりや**
旧　新　奈良市西大寺国見町
奈良市西大寺一丁目
西大寺ショッピングセンター内

◇**阪本百貨**
奈良市西大寺町一〇一九
旧　新　黒滝　二九四四
旧　黒滝　一七四

◇(株)**ゆりや**
旧　新　四五一七三三八
二一七六八一

◇**楓林堂**
旧　新　柳生　八〇六
新　柳生　四一〇〇八四

◇**東運送**
旧　新　四五一〇七三二

◇**倉田建築測量事務所**　倉田一清
奈良市油阪町出口一丁目一四番地

◇(株)**内田商事**　内田弘二
奈良市西大寺町一〇二九

◇**吉川春陽堂**　吉川正一
奈良市今小路町

◇(株)**都水道工業所**　和弘
奈良市西大寺町赤田八〇五のニ

◇(株)**小松製作所奈良支店**　篠崎清秀
奈良市高天町三八（佐川ビル内）

◇**久保装飾店**　久保清
奈良市元町二丁目三五五の五

◇**山中建具(株)**　山中貞三
奈良市三条栄町六二六

◇**中井組**　中井正次
奈良市下山町一一七

◇**進弘建設(株)**　田口清治
奈良市法蓮南一丁目一〇九一番地

◇**山切材木店**　山切敏治
奈良市三碓町九四六番地

◇**新奈良開発(株)**　永原末治
奈良市西大寺五九一一

◇**奈良水道工業(株)**　阪原義男
奈良市法蓮町南一丁目一一八六

◇(株)**今井工務店**　今井徳治
奈良市法華寺町一一八〇

◇**西松建設(株)関西支店奈良出張所**　平野修
奈良市油阪町出口一丁目一四番地

◇**倉田建築測量事務所**　倉田一清
奈良市油阪東町四一二番地

◇(株)**内田商事**　内田弘二
奈良市西大寺町一〇二九

◇**吉川春陽堂**　吉川正一
奈良市今小路町

◇(株)**都水道工業所**　和弘
奈良市西大寺町赤田八〇五のニ

◇(株)**小松製作所奈良支店**　篠崎清秀
奈良市高天町三八（佐川ビル内）

◇**洋信託銀行(株)奈良支店**　高井正太郎
奈良市林小路四九番地

◇**仲村会計事務所**　仲村忠雄
奈良市中登美丘一丁目B八一三〇三

交通運輸部会

◇**サンコーレンタカー奈良営業所**　繁
奈良市杉ヶ町七〇番地の一

◇(株)**カーサービスエリアマスオ**　啟
奈良市新大宮通（奈良警察署西隣）　増尾

旅業

◇**勇ゆ**　磯崎正郎
奈良市半田横町一三

◇**狭川湯**　狭川キクノ
奈良市元林院町一五番地

◇(株)**奈良サンケイ広告社**　扇田善次
奈良市小川町一二番地

☆名称変更

◇**新　キリン喫煙(株)**
旧　松田蚊帳商店

◇**新　(株)高島電機工作所**
旧　(株)高島工作所

◇**新　(株)伊藤裕晤商店**
旧　伊藤裕晤商店

◇**新　(株)西奈良アスカ**
旧　上田米穀店

◇**新　(株)トヨタレンタカー奈良**
旧　(株)トヨタレンタカー近畿奈良営業所

◇**とらや酒店**　市野　末男
奈良市五条町三六二

◇**のせ園奈良店**　能勢　孟男
奈良市角振町

◇**フードセンター北尾総合食料品店**　北尾　義春
奈良市大宮町二丁目一番三四号

◇**奈良花王製品販売(株)**　稲村穣一
奈良市押上町

◇**松井装飾**　松井慶之
奈良市西大寺町三七〇一三

◇**桜井薬局大安寺店**　吉田勝彦
奈良市南京終町二丁目一一〇一の一三

◇(株)**ダイエー奈良店**　入江義雄
奈良市油阪町二番地

商業卸部会

◇**奈良観賞魚市場**　浅川清一
奈良市七条町東浦一三五

◇**中川機械器具(株)**　堀内保
奈良市神殿町七一〇

◇(株)**シマツ**　島津敏夫
奈良市北袋町一三

工業部会

◇**中河工作所**　中河力
奈良市三条添川町三の一五

◇**くろがね工業所**　向谷徳太郎
奈良市南京終町一丁目一〇六番地

◇(有)**ミヤト化工**　竹中豊太郎
奈良市尼ヶ辻町甲北平長四四

◇**仲西工作所**　仲西勢津雄
奈良市神殿町五七八

◇**本田技研工業(株)奈良営業所**
旧　新　岩谷　透
浜田　美好

内　　外　　国
特許・実用新案・意匠・商標
出願・審判・鑑定・相談・侵害事件・訴訟
（奈良商工会議所中小企業相談所顧問・相談日第３木曜日）

蔦田（ツタダ）内外国特許事務所

弁理士　蔦　田　璋　子

大阪市東区内本町橋詰町30番地
（堺筋本町東へコクサイホテル南50メートル）
電話 大阪（06）941—0702〜0704

品質と信用を売る



各国産輸入・焙煎加工
コーヒ・紅茶・ココア
並びに喫茶グリル材料卸

コーヒの御用命は

ワールドコーヒ

ARAI SHOTEN
KAMI SHI MIZU. T
NARA
奈良市上清水町1071
TEL(22)2814　(23)2814
ニワイシ

当所のオートスライドご利用を！

当所手持のスライド及びテープ名

(A)　商店経営シリーズ

1　サービスとは。
2　販売効率をあげるには。
3　上手なお客の応待法。
4　上手なお店の広告戦略。
5　経営改善への道。
6　お客は常に正しい。
7　販売値段は一つしかない。
8　お客は満足をかう。
9　商店における陳列と照明。
10　〃　〃　（最寄品の部）
11　新しい販売方法品質表示
12　商店街活動。
13　包装の仕方。（基本編）
14　〃　（応用編）
15　品質表示と販売促進。
16　繁栄する商店街。
17　店頭販売の秘訣。（接客編）
18　〃　（陳列編）
19　これからの小売商店の生きる道。
20　今日の店舗、明日の繁栄。
21　税金を怖れない経営。
22　貴方にも開かれている金融の窓口。
23　働きよい店、のびる店。
24　若い芽を育てよう。
25　みんなで街づくり。
26　商店の労務管理（上）
27　〃　（下）
28　これからの商店主婦。
29　お客さまの買物心理。
30　貴方にも出来る店舗の診断
31　安心を積立てる。
32　これからの商工青年。
33　上手な仕入、下手な仕入。
34　繁栄への近道。
35　新しい販売方法、品質表示。
36　販売促進あの手この手。
37　繁栄をあなたに。
38　変わりゆく現代の店づくり。（新巻）
39　経営のバロメーター。（新巻）

(B)　工場経営シリーズ

1　カギは貴方が握っている。
2　ぼやぼやしちゃいられない。
3　働く者の健康（工場作業編）
4　新しい人間関係。
5　人間関係のポイント。
6　あなたもコストダウン出来る。
7　我々は原価を作っている。
8　下請企業の経営改善。
9　売れる製品の作り方。
10　中小企業の産業安全。
11　品質管理とは。
12　あなたにもできる工場診断。
13　企業を伸ばす資金繰り。

(C)　実務訓練関係

1　正しい電話の応接。
2　正しい受付と接待の仕方。
3　正しい態度。
4　積極性を伸ばすには。
5　命令の受け方、報告の仕方。
6　会議の開き方。
7　話し方の技術。
8　T・W・Iとは。
9　教え方の四段階。
10　作業分析
11　働く者の健康（事務作業）
12　電話の心得。
13　停れ、見よ、そして訊ねよ。
14　職場のモラール。
15　新しい労使の在り方。
16　店員訓練。
17　楽しい職場を作るには。
18　新時代の社員として、（組織と個人の調和）
19　訪問のしかた、話しかた
（販売を成功させるには。）
20　明るい明日をきづくために
（やさしい帳簿のつくり方）
21　交通事故と経営者の賠償責任
22　おやじガンバレ
23　グループ学習（新巻）
24　創造性こそ生きがいのもと（新巻）

現在は少数精鋭主義の時代です。
従業員の能力を開発して生産性の向上を図るためには、合理的な労務管理と教育訓練が必要です。それにはやはり、スライドによる視聴覚を通じた教育訓練が最も効果が大きいのではないかと思います。

◎スライド・写機材の貸出要領

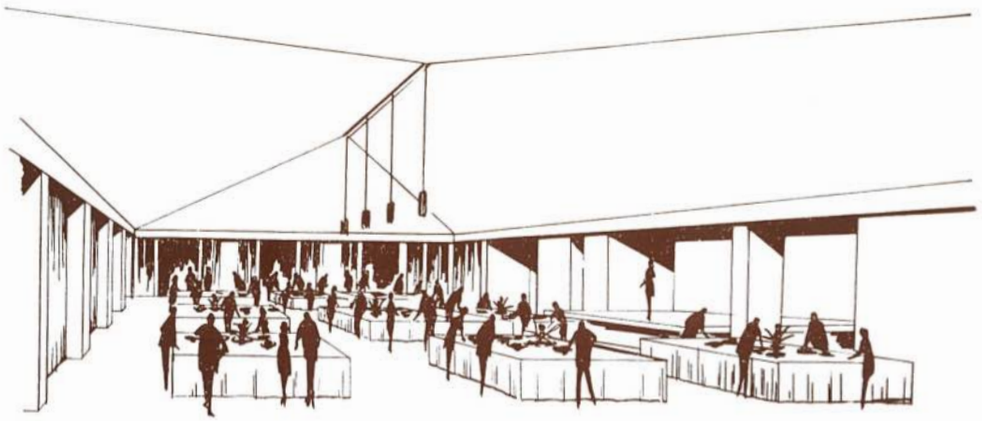
当所ではスライド・ライブラリーとして上記作品を常備致しておりますから、利用ご希望の向は文書又は電話にて当所へお申し越し下さい。

申込先　当所業務課
TEL㉓六〇七五

◎当所係員が出張映写もいたします。

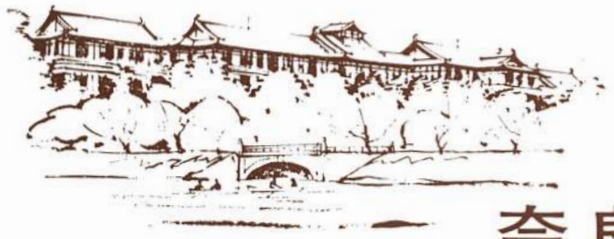
昭和四十七年五月一日印刷
昭和四十七年五月廿日発行
編集兼発行人　奈良市東向中町六　和井田恒道
印刷人　近東弘七　奈良市尼辻町一丁目五七七
印刷所　共同精版印刷㈱　奈良市東向中町六
発行所　奈良商工会議所　電話奈良㉓六〇七五（代）

皆様の近代合理的なご家庭の延長
としてお気軽にご利用下さい



◀優雅な伝承美を現代にアレンジした新宴会場「金剛の間」

(奈良ホテル別館)近鉄奈良駅前上 電話 0742 (24) 3101



奈良ホテル

〒 <630> 奈良・奈良公園内　電話0742(23)4101
東京案内所　中央区銀座7丁目金城ビル　電話03(572)8301
名古屋案内所　中村区西柳町名古屋都ホテル内　電話052(582)7871

取締役
支配人　浅 田 国 荘

“豊かな生活(くらし)を支える電気”

クリーン・エネルギーで　豊かな郷土づくりをめざす……
…… 関西電力（株）奈良支店
電話　奈良（24）1201（代）

明るく住みよいあすを　関西電力はそれを求めています

お二人のはばたきを
おごそかに演じます



奈良唯一の結婚式専門の殿堂

春日殿

奈良市法蓮町ドリームランド通り
（法蓮中町鴻池バス停前）
TEL（23）㈹6066

KING



◎部品部　各種外車・国産車部品
付属品、工具

◎用品部　日本ドライブショップチェーン加盟店
J．A．F．取扱店
アクセサリー・ドライブ用品

株式会社 キング商會

奈良市杉ケ西町35—2(専売公社通り)
TEL奈 良 (0742) 22—0 1 0 6(代)

